

退職したら保険証はどうする？

STEP 1 在職時の保険証は必ず事業所へ返却しましょう

- ・在職時の保険証を**使用できるのは「退職日まで」**(※)です。
- ・**扶養家族の分も含めて**事業所に返却してください。
- ・事務ご担当者様は、退職された従業員様から**確実に保険証を回収**してください。

※誤って退職日の翌日以降に使用すると、かかった医療費を後でお返しいただくことになります。

退職後
使用不可

保険証

扶養家族分
も返却を！

STEP 2 次に加入する健康保険の手続きをしましょう

- ・下表を参考に次に加入する健康保険を選びましょう。
- ・事務ご担当者様は、従業員様が次の健康保険の加入手続きをスムーズに進められるよう、「**被保険者資格喪失届**」の**早期提出**および**退職証明書**の交付をお願いします。

もうすぐ退職。
次の健康保険
どうしよう？

	① 協会けんぽの任意継続	② 国民健康保険	③ ご家族の健康保険の被扶養者
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ・退職日の翌日から20日以内に手続きすること(郵送の場合20日以内必着) 	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ「資格取得申出書」を提出	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	ご家族の勤務先の事業所を通じて届出
保険料	下記参照 ↓	前年の所得などにより決定(離職理由により保険料が軽減される場合があります)	被扶養者の負担はありません

任意継続の
1か月の保険料

退職時点の標準報酬月額 × お住まいの都道府県の健康保険料率
上限30万円
40～64歳の方は、介護保険料が上乘せ

【任意継続保険に関するお問合せ先】

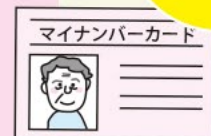
協会けんぽ岐阜支部 業務グループ ☎058-255-5155 (自動音声案内①)

マイナンバーカードの保険証利用で便利に!

こんなに
メリットが
あります!

- ★ 次の健康保険の手続きが済めば、保険証が手元に届く前でもマイナンバーカードで受診できる
- ★ 限度額適用認定証がなくても、限度額を超える支払いが免除
- ★ 自身の健診結果やお薬の情報が閲覧でき、医師等とも共有することで、より良い医療が受けられる

保険証として
利用できます!



※利用にはマイナポータルでの申込が必要です。
※医療機関・薬局により利用開始時期が異なります。

マイナポータルは
こちらから

